

事業所から出るごみについて

ごみは適切に処理してください

事業所から出るプラスチック類のごみ（ペットボトル・ビニールなど）は、産業廃棄物ですので、市の清掃センターでの受け入れはできません。

最近、収集した家庭ごみと同じ袋に、事業所からの可燃ごみ（書類・名簿・請求書・塵芥類）が混入しているものがあります。事業所でごみは家庭に持ち帰らず、取扱許可業者に依頼して処理するようにお願いします。

職場でできるごみの減量

- 社内の実態を調べる。
- 分別を徹底する。
- 紙類はできるだけ資源物として、引き取りを収集業者に依頼する。
- リサイクル製品を継続的に取り扱う。



■問い合わせ

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

悪質商法や ふりこめ詐欺にご注意を



困ったときはすぐにご相談を

- 佐賀県 消費生活センター（くらしの安全安心課）
相談時間 9時～16時 ☎24-0999
土・日・祝日も相談を受け付けています
- 小城警察署 幹部派出所 ☎75-3141
- 多久市役所 市民生活課 生活環境係
「消費生活相談」毎週月曜日（祝日の場合は水曜日）
相談時間 10時～16時 ☎75-6117

不法投棄監視カメラを

市内に設置しました

ごみの不法投棄は以前にも増して全国的な社会問題となっています。多久市内でも道路沿線や河川・山間部で多発しており、一般ごみや家電製品を含む粗大ごみなど多種にわたっています。

これら不法投棄物の回収については、監視パトロールや市民の皆様が清掃ボランティア活動に支えられています。後を絶たないのが現状です。

そこで、不心得な投棄者の摘発はもとより、抑止効果も十分期待できることから、市内各所に不法投棄監視用のカメラを設置しました。

廃棄物の適切な処理と不法投棄防止のために、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

※不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第25条により、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます。

■問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

多久市定例議会のお知らせ

平成20年12月多久市議会定例会は4日(木)開会の予定です。本会議は10時開会です。なお、ケーブルテレビでも録画放送を行っています。

定例会の詳しい日程、市政一般に対する質問の通告内容などは多久市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.taku.lg.jp/>

市議会の役割

市議会の役割は、議会の権限に基づいて、市の仕事に関する議案を審議し、仕事が正しく適切に行われているかを監視することによって、市民の意思を市政に反映させていくことにあります。

市議会の運営

市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

多久市の定例会は年4回（通常3月、6月、9月、12月）です。

本会議

本会議は、議案などを審議したり、議会の最終的意思を決めたりする会議です。市長が議案の提案理由説明を行ったり、議員が市政一般について質問したり、意見を述べたりする場所でもあります。

■問い合わせ

議会事務局 ☎75-4828